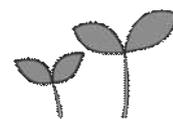


# 第3章 第3次長久手市



## 障がい者基本計画



作 めぐみ

# 第3章 第3次長久手市障がい者基本計画

## 1 計画の基本理念

障がい福祉の目的は、すべての人が障がいの有無に関わらずお互いに尊重しながら地域社会の中で共に生活できるよう、日常生活や社会生活を送るための支援を行うことにあります。この目的を実現するため、第3次障がい者基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「支えあう 思いやりのまち ながくて」

※ 基本理念は、第2次障害者基本計画において掲げた理念を継承します。

## 2 計画の基本目標

本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体・事業者ヒアリングからみえてきた課題について集約し、これらの結果を以下のとおりにまとめ本計画の取組みの基本目標とします。

それぞれのライフステージに応じたサービスの充実  
～ 必要な時に必要なサービスを ～

- 基幹型相談支援センターを設置し、障害福祉サービス等に関する相談支援体制の強化を図ります。
- 児童発達支援センターを整備し、障がいのある児童の療育支援体制の構築を図ります。
- グループホームについて、開設の支援を行うことにより、新たな設置を目指します。

どこに相談したらいいかわからない…

福祉サービスが足りない。

ちょっとした手助けをしてほしい

体調に応じて働ける場所がないか

もっと気軽に出歩きたい

障がいのある人の居場所と役割の確保  
～ 誰もが輝けるまちに ～

- 農作業を行うことができる場の提供や市役所での体験雇用など、障がいのある人が能力に応じて働く場の確保を図ります。
- ジョブコーチの活用など、企業と障がいのある人のマッチングの強化を図ります。

障がいがあっても暮らしやすい地域づくり  
～ こころとまちのバリアフリー ～

- 障害者差別解消法の施行(平成28年4月)に向けて、障がいに関する知識等の普及啓発を行います。
- 支え合いマップの作成等を通じて、地域での支え合いができるまちづくりを目指します。

## 基本目標1：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

### ～ 必要な時に必要なサービスを ～

#### ○制度の周知、相談支援体制の充実

障がいのある人が自分の生活に必要なサービスを選択するためには、様々なサービスに関する情報が適切に提供され、本人の希望の実現に向けた相談ができる体制を構築することが必要です。現状では、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声もあることから、更なる制度の周知や相談支援体制の充実が求められています。

そのため、制度等についてできるだけわかりやすい周知に努めるとともに、その人の心身の状態やライフステージにあった適切な支援が行われるよう相談支援体制の充実強化を図ります。

#### ○安心して暮らすためのサービス提供体制の充実

近年、障害福祉サービス事業所の開設等により、サービス提供体制は整備されつつありますが、障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制はまだ不十分な状況です。

特に、障がいのある人が安心して地域で生活するため、夜間等の対応など、24時間365日対応できるサービスの提供体制の確保が求められます。

障がいのある人が、地域においてその人の状況に応じた自立した生活を支援するためサービス提供体制の充実に努めます。

## 基本目標2：障がいのある人の居場所と役割の確保

### ～ 誰もが輝けるまちに ～

障がいのある人の就労率は、知的障がいのある人が3割弱、身体障がい、精神障がいのある人が、それぞれ2割弱にとどまっています。「生活費などの経済的なこと」や、「働くことが不安」、「働く場所がない」ことに悩んでいる人も少なくありません。

働くことは、収入の確保はもちろん、自分の役割の再認識、社会とのつながりの確保という点でも重要です。障がいのある人が就労するためには、企業の理解やその人の適性を生かせる職場環境の整備も含めた就労支援を行うことが必要です。

就労支援や文化・スポーツの機会の確保を通じ、障がいがあってもその人に応じた活躍ができるような環境整備を行います。

## 基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

### ～ 心とまちのバリアフリー ～

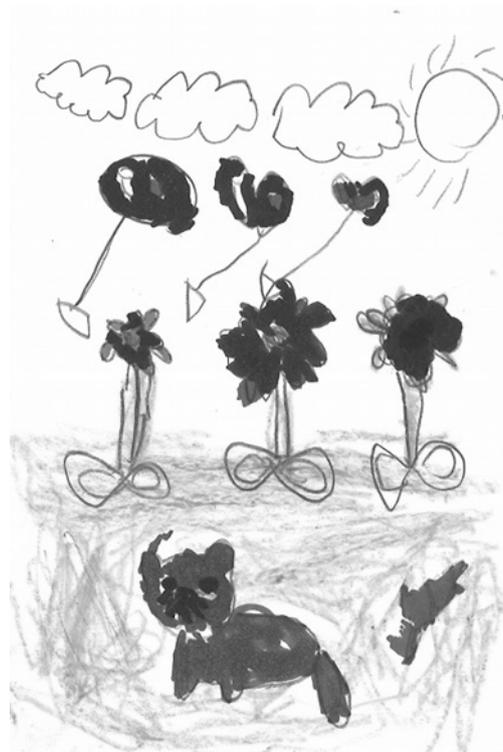
障がいのある人の多くは、ほとんど自宅にいたり、自宅と福祉サービス事業所との往復のみなど、地域とのふれあいが乏しくなっている状況です。障がいがあっても、気軽に出かけられる場所がある環境づくりが必要です。

そのためには、施設等のバリアフリーも必要ですが、地域にいる人の見守りやちょっとした手助け、地域での交流など、地域の人々との縁をつなぐことが非常に重要です。

障がいへの理解を高めるための啓発や、地域の人との交流など、地域とのつながりをもつための取組を通じて、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりを進めます。



作 花音



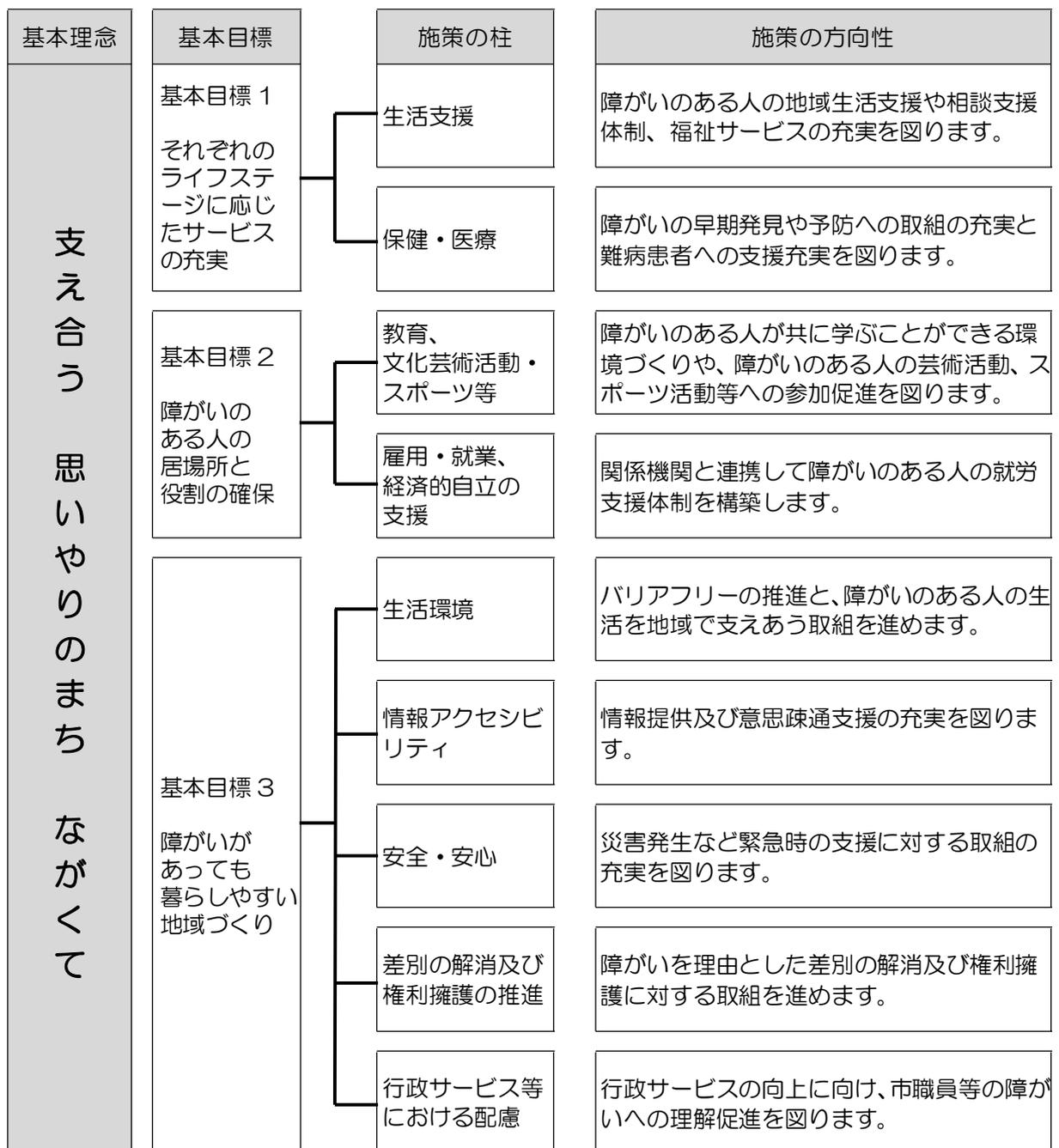
作 ねいろ

### 3 施策の体系

国の第3次障害者基本計画に準じて（本計画90ページ、資料編参照）、分野別に関連施策をまとめました。

障がい福祉施策には、障がいのある人の年齢、障がい種別・程度に応じた広範多岐にわたる事業があります。

計画策定にあたっては、上位計画に沿った総合的な施策推進が図られるよう、障がいのある人や市民に分かりやすい計画になるようにまとめました。



## 4 重点的に取り組んでいく施策

※ 実施時期にある、「前期」とは今後3年間（平成29年度まで）での実施を目指すものを、「後期」とは今後6年間（平成32年度まで）での実施を目指すものです。

### 重点施策1：グループホーム整備への支援

| 現状と課題   |     |      |    |
|---|-----|------|----|
| <p>高齢化社会が進む今、障がいのある人のいる世帯についても高齢化が顕著となってきています。一人暮らしをするのが難しい障がいのある人が、親亡きあとの生活について考えたときに、生活する場の一つとしてグループホームがあります。</p> <p>しかし、市内には1か所しかなく、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で暮らせないのが現状です。また、短期入所についても同様に社会資源が乏しい状況です。</p> <p>一方、事業者側にとっては、新規に参入したいとの意向があっても、費用負担の問題からなかなか踏み出せない原因となっています。</p> <p style="text-align: right;"><b>団体・事業者ヒアリングより</b></p> |     |      |    |
| 事業内容  | 関係課 | 実施時期 |    |
|   |     | 前期   | 後期 |
| <p>事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。</p> <p>前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。</p>   | 福祉課 | ○    | ○  |

### 重点施策2：グループホームの体験利用の促進

| 現状と課題  |     |      |    |
|--|-----|------|----|
| <p>グループホームへの入所を希望される障がいのある人が多いですが、グループホームでの生活がどのようなものなのか、また、障がいのある人にとって、その場が適しているかどうか分からない状況です。</p> <p style="text-align: right;"><b>団体・事業者ヒアリングより</b></p> |     |      |    |
| 事業内容   | 関係課 | 実施時期 |    |
|  |     | 前期   | 後期 |
| <p>グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。</p> <p>そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。</p> | 福祉課 | ○    | 継続 |

### 重点施策3：基幹相談支援センターの設置

| 現状と課題  |     |      |    |
|--|-----|------|----|
| <p>アンケートや団体・事業者ヒアリングでは、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声も上がっています。そうしたことからさらなる制度の周知や相談体制の充実が求められています。</p> <p>現在の障がいに関するものでみると、障がいの重度化や重複化が増加傾向にあります。また、障がいのある人が抱える問題も複雑化してきており、困難事例となるケースも増えてきています。そうした困難事例に対応できる体制整備が求められています。</p> |     |      |    |
| 事業内容   | 関係課 | 実施時期 |    |
|  |     | 前期   | 後期 |
| <p>その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。</p>  | 福祉課 | ○    |    |

### 重点施策4：個別訪問調査の実施

| 現状と課題   |     |      |    |
|---|-----|------|----|
| <p>障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がなく支援が行き届いていない人の中で、問題が大きくなってから発覚するケースがあります。問題が大きくなってからでは、対応が難しくなることも考えられます。そうした人をいかに早い段階で発見するのが課題となっています。</p> <p>また、アンケートの結果をみると、福祉サービスについて情報が少ないとの回答も多いことから、その人が単に福祉サービスを必要としていないだけなのか、利用したいのにあることを知らず利用できていないのかを見極める必要があります。</p> |     |      |    |
| 事業内容  | 関係課 | 実施時期 |    |
|   |     | 前期   | 後期 |
| <p>障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。</p>   | 福祉課 | ○    |    |

## 重点施策5：乳幼児期からの療育支援体制の整備

| 現状と課題  |        |      |    |
|--|--------|------|----|
| <p>小さい頃からの発達障がいに対する支援は、その子の将来に関わってくることで、とても重要です。</p> <p>しかし、本市についてみると発達障がいのある児童の支援を行う社会資源が乏しく、市外の社会資源を利用している状況です。</p> <p>こうした背景から、発達障がいへの支援が実施できる社会資源や体制整備が急務となっています。</p> <p style="text-align: right;"><b>団体・事業者ヒアリングより</b></p> |        |      |    |
| 事業内容   | 関係課    | 実施時期 |    |
|  |        | 前期   | 後期 |
| <p>発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。</p> <p>児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。</p>  | 子育て支援課 | ○    | ○  |

## 重点施策6：各保育園等への巡回相談

| 現状と課題  |        |      |    |
|--|--------|------|----|
| <p>発達障がいの疑いのある子どもは年々増加傾向にあります。</p> <p>しかし、保育園等では発達障がいのある児童への支援方法に苦慮しており、また、日頃の業務の中で十分な支援体制が整備されていない状況です。</p> |        |      |    |
| 事業内容   | 関係課    | 実施時期 |    |
|  |        | 前期   | 後期 |
| <p>発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。</p>                          | 子育て支援課 | ○    | 継続 |

## 重点施策7：スクールソーシャルワーカーの設置

| 現状と課題   |       |      |    |
|---|-------|------|----|
| <p>障がいがあっても、どこの小学校へも安心して通え、その子に応じた適切な支援が受けられる体制の構築が望まれています。</p> <p style="text-align: right;">団体・事業者ヒアリングより</p> |       |      |    |
| 事業内容  | 関係課   | 実施時期 |    |
|   |       | 前期   | 後期 |
| 障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。  | 教育総務課 |      | ○  |

## 重点施策8：農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）

| 現状と課題  |              |      |    |
|--|--------------|------|----|
| <p>障がいのある人の就労に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、民間企業の障がいのある人の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、障がい者雇用が広がってきています。</p> <p>しかし、精神障がいのある人は、就労先の理解が進んでいなかったり、障がいの特性によりなかなか就労につながっていない状況です。</p> <p>こうした障がいのある人への雇用機会の創出が課題となっています。</p> |              |      |    |
| 事業内容   | 関係課          | 実施時期 |    |
|  |              | 前期   | 後期 |
| 障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、先進事例を研究し、農福連携の取組を推進して、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。  | 産業緑地課<br>福祉課 | ○    | 継続 |

## 重点施策 9：就労支援コーディネーターの設置

| 現状と課題  |     |      |    |
|--|-----|------|----|
| <p>就労を希望される障がいのある人がいても、仕事と本人をマッチングする体制が整っておらず、就労につながっていません。<br/>障がいの特性を理解し、障がいのある人と事業所のつなぎ役となる人材が求められています。</p> <p style="text-align: right;">団体・事業者ヒアリングより</p> |     |      |    |
| 事業内容   | 関係課 | 実施時期 |    |
|  |     | 前期   | 後期 |
| <p>就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。</p>                                    | 福祉課 |      | ○  |

## 重点施策 10：市役所での就労体験の実施

| 現状と課題  |            |      |    |
|--|------------|------|----|
| <p>一般企業への就労を目指す障がいのある人にとって、自分の特性を理解したり、適正な仕事を見極めたり、早い段階で“働く”という意味を知るためにも、様々な就労体験ができる機会が必要となっています。</p> <p>しかし、現状ではそのような機会が少なく、自分にあった仕事を選択することが難しくなっており、団体・事業者ヒアリングでも、その体験の場として、公共施設での就労体験に対する期待が高くなっています。</p> <p style="text-align: right;">団体・事業者ヒアリングより</p> |            |      |    |
| 事業内容   | 関係課        | 実施時期 |    |
|  |            | 前期   | 後期 |
| <p>就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。</p>  | 人事課<br>福祉課 | ○    | 継続 |

重点施策11：支え合いマップづくり

| 現状と課題  |     |      |    |
|--|-----|------|----|
| <p>障がいのある人が自宅で暮らしていくためには、ちょっとした手助けが必要ですが、障害福祉サービスだけでは、支援に限界があります。</p> <p>また、障がいのある人は、地域とのつながりが希薄な人もおり、地域の人はどこに障がいのある人がいるのか、どのようなことに困っているのか分からない状況です。</p> |     |      |    |
| 事業内容   | 関係課 | 実施時期 |    |
|  |     | 前期   | 後期 |
| <p>支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。</p>  | 福祉課 | 継続   |    |

重点施策12：障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供

| 現状と課題   |                |      |    |
|---|----------------|------|----|
| <p>障がいのある人が地域の人に知られておらず、孤立してしまうおそれがあります。</p> <p>また、障がいのある人も積極的に地域の人との交流ができていない状況です。</p> <p>こうした背景から、障がいのある人と地域の人とが交流できる場が求められています。</p> <p style="text-align: right;"><b>団体・事業者ヒアリングより</b></p> |                |      |    |
| 事業内容  | 関係課            | 実施時期 |    |
|   |                | 前期   | 後期 |
| <p>地域の人と交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。</p>  | たつせがある課<br>福祉課 |      | ○  |

### 重点施策 1 3：移動支援の支援員の人材育成

| 現状と課題  |     |      |    |
|--|-----|------|----|
| <p>障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っています。<br/>           また、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとて高くなっています。<br/>           しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。</p> <p style="text-align: right;"><b>団体・事業者ヒアリングより</b></p> |     |      |    |
| 事業内容   | 関係課 | 実施時期 |    |
|  |     | 前期   | 後期 |
| <p>障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。</p>   | 福祉課 | ○    | 継続 |

### 重点施策 1 4：成年後見制度の普及啓発及び理解促進

| 現状と課題  |            |      |    |
|--|------------|------|----|
| <p>成年後見制度については、尾張東部地区の5市1町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。<br/>           アンケートの調査結果をみると、「今は必要ないが、将来は必要により成年後見制度を活用したい」という方が21.9%ほどいますが、「制度も内容も知らない」、「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた方が70.1%ほどにのぼり、制度の周知が課題となっています。</p> |            |      |    |
| 事業内容   | 関係課        | 実施時期 |    |
|  |            | 前期   | 後期 |
| <p>尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。</p>   | 福祉課<br>長寿課 | 継続   |    |

※ 市長申立て…障がい等により自己決定が難しく、親族のいない方等に対して、本人やその親族に代わって、市が手続きし費用を負担するものです。

## 5 分野別施策

### 基本目標 1：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

#### ～ 必要な人に必要なサービスを ～

#### 1) 生活支援

障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

##### ①在宅サービス等の充実

| 区分            | 事業内容  | 関係課        |
|---------------|---|------------|
| 重点<br>施策<br>1 | 事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。<br>前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。          | 福祉課        |
| 重点<br>施策<br>2 | グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。<br>そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。 | 福祉課        |
|               | 既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受け入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。  | 福祉課<br>長寿課 |
|               | 障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。<br>また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。   | 福祉課        |
|               | 家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。<br>そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。  | 福祉課        |
|               | 身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。  | 福祉課        |
|               | 障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。<br>そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。  | 福祉課        |

## ②相談支援体制の構築

| 区分            | 事業内容  | 関係課                             |
|---------------|---|---------------------------------|
| 重点<br>施策<br>3 | その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。            | 福祉課                             |
| 重点<br>施策<br>4 | 障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。  | 福祉課                             |
|               | 障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。                                       | 福祉課<br>子育て支援課                   |
|               | 障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。<br>そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。 | 福祉課<br>長寿課<br>子育て支援課<br>健康推進課 他 |
|               | 各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。  | たつせがある課<br>福祉課                  |

## ③障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

| 区分            | 事業内容   | 関係課    |
|---------------|--|--------|
| 重点<br>施策<br>5 | 発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。<br>児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。 | 子育て支援課 |
| 重点<br>施策<br>6 | 発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。   | 子育て支援課 |
|               | 発達障がいのある児童をもつ保護者の不安や悩みを共有できる機会が不足しています。<br>発達障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。   | 子育て支援課 |
|               | 障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士等の研修を充実させ、保育園における障がいのある児童の受入れの拡充を図ります。   | 子育て支援課 |

## 2) 保健・医療

障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。

### ①早期発見・予防への取組

| 区分 | 事業内容   | 関係課   |
|----|--|-------|
|    | 保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。<br>また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。 | 健康推進課 |
|    | 母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。                                  | 健康推進課 |
|    | 糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。                            | 健康推進課 |

### ②精神障がい・難病患者等に対する支援の充実

| 区分 | 事業内容  | 関係課          |
|----|---|--------------|
|    | 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。   | 福祉課<br>保険医療課 |
|    | 障害者総合支援法により新たに対象となった難病の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。   | 福祉課          |
|    | 精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。                                 | 福祉課<br>健康推進課 |
|    | 高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。   | 福祉課          |
|    | 精神障がい者の相談が増加するなど支援が求められています。<br>そのため、障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会（仮称）」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していきます。    | 福祉課          |
|    | 精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。 | 福祉課<br>健康推進課 |

## 基本目標2：障がいのある人の居場所と役割の確保

～ 誰もが輝けるまちに ～

### 3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。

#### ①教育環境の整備

| 区分            | 事業内容   | 関係課   |
|---------------|--|-------|
| 重点<br>施策<br>7 | 障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。                                   | 教育総務課 |
|               | 学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。 | 教育総務課 |
|               | 障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の基礎を構築します。                    | 教育総務課 |
|               | 障がいの理解を深めるための授業を行います。  | 教育総務課 |

#### ②文化活動・スポーツ活動の振興

| 区分 | 事業内容  | 関係課           |
|----|---|---------------|
|    | 障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。                          | 生涯学習課<br>文化の家 |
|    | 障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。 | 福祉課           |



#### 4) 雇用・就業、経済的自立の支援

関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。

##### ①雇用機会等の創出

| 区分            | 事業内容   | 関係課   |
|---------------|--|-------|
| 重点<br>施策<br>8 | 障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、先進事例を研究し、農福連携の取組を推進して、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。  | 産業緑地課 |
| 重点<br>施策<br>9 | 就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。 | 福祉課   |

##### ②総合的な就労支援の実施

| 区分             | 事業内容  | 関係課        |
|----------------|---|------------|
| 重点<br>施策<br>10 | 就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。                | 人事課<br>福祉課 |
|                | 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。       | 福祉課        |
|                | 一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。 | 福祉課        |

##### ③経済的自立の促進

| 区分 | 事業内容  | 関係課        |
|----|---|------------|
|    | 障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。 | 行政課<br>福祉課 |
|    | 工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。                          | 財政課<br>福祉課 |
|    | 障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。  | 福祉課        |

## 基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

### ～ 心とまちのバリアフリー ～

#### 5) 生活環境

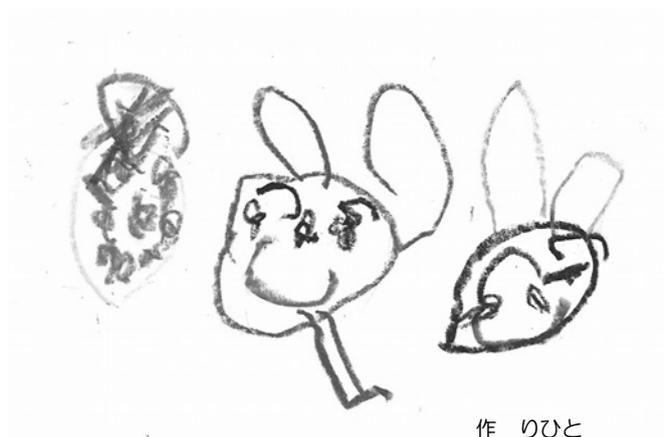
バリアフリーの推進と障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。

##### ①地域での支えあい活動の推進

| 区分             | 事業内容   | 関係課              |
|----------------|--|------------------|
| 重点<br>施策<br>11 | 支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。                           | 福祉課              |
| 重点<br>施策<br>12 | 地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーションにおいて、障がいのある人と地域の人とが交流し、地域での理解を深め、必要時に支え合うことができる地域づくりを目指し、その場に積極的に来てもらえるような取組を実施します。 | たつせがある課<br>福祉課   |
|                | 市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。                             | 福祉課              |
|                | 障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。<br>また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。                  | 子育て支援課           |
|                | 障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援を図ります。   | たつせがある課<br>教育総務課 |
|                | 大学連携を活用し、障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成に努めます。   | たつせがある課<br>福祉課   |
|                | 日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。  | 福祉課              |
|                | 障がいのある人の社会参加の場が不足しています。<br>図書館において、破損した本の修理を行う「図書修理ボランティア」の育成を推進し、社会参加の場を提供します。                                  | 中央図書館            |

②外出促進・バリアフリーの推進

| 区分             | 事業内容  | 関係課                   |
|----------------|---|-----------------------|
| 重点<br>施策<br>13 | 障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。         | 福祉課                   |
|                | 障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。<br>また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。 | 福祉課<br>長寿課            |
|                | 障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。   | 福祉課                   |
|                | 横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。  | 土木課                   |
|                | 道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。  | 土木課<br>区画整理課          |
|                | まちづくりを進める土地区画整理事業にあっては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。   | 区画整理課                 |
|                | 新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。                             | 各施設管理<br>担当課          |
|                | 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。  | 都市計画課                 |
|                | 障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組について検討します。   | 経営管理課<br>安心安全課<br>福祉課 |



## 6) 情報アクセシビリティ

情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。

| 区分 | 事業内容  | 関係課 |
|----|---|-----|
|    | 福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。   | 福祉課 |
|    | 障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。  | 福祉課 |
|    | 障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。<br>また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。 | 福祉課 |

## 7) 安全・安心

災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。

| 区分 | 事業内容   | 関係課          |
|----|--|--------------|
|    | 災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。                                | 安心安全課<br>福祉課 |
|    | 市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。  | 安心安全課<br>福祉課 |
|    | 避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。         | 安心安全課<br>福祉課 |
|    | 障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用装具の備蓄などの整備に努めていきます。               | 安心安全課<br>福祉課 |
|    | 聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「web119」の普及・啓発に努めます。 | 消防署          |

## 8) 差別の解消及び権利擁護の推進

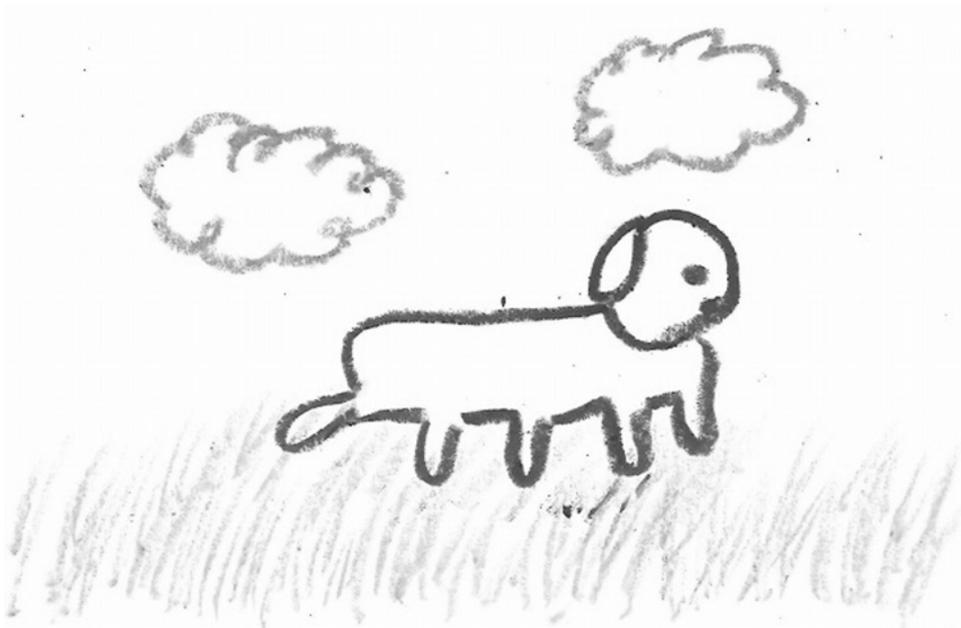
障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

| 区分             | 事業内容   | 関係課        |
|----------------|--|------------|
| 重点<br>施策<br>14 | 尾張東部成年後見センターと連携しながら広く成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより自己決定が難しく家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用について、しっかりと見極め実施していきます。                         | 福祉課<br>長寿課 |
|                | 障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫していきます。  | 情報課        |
|                | 平成28年4月に施行される障害者差別解消法に基づき、障がい者を理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。<br>また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めていきます。 | 福祉課        |
|                | 虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。  | 福祉課        |

## 9) 行政サービス等における配慮

行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

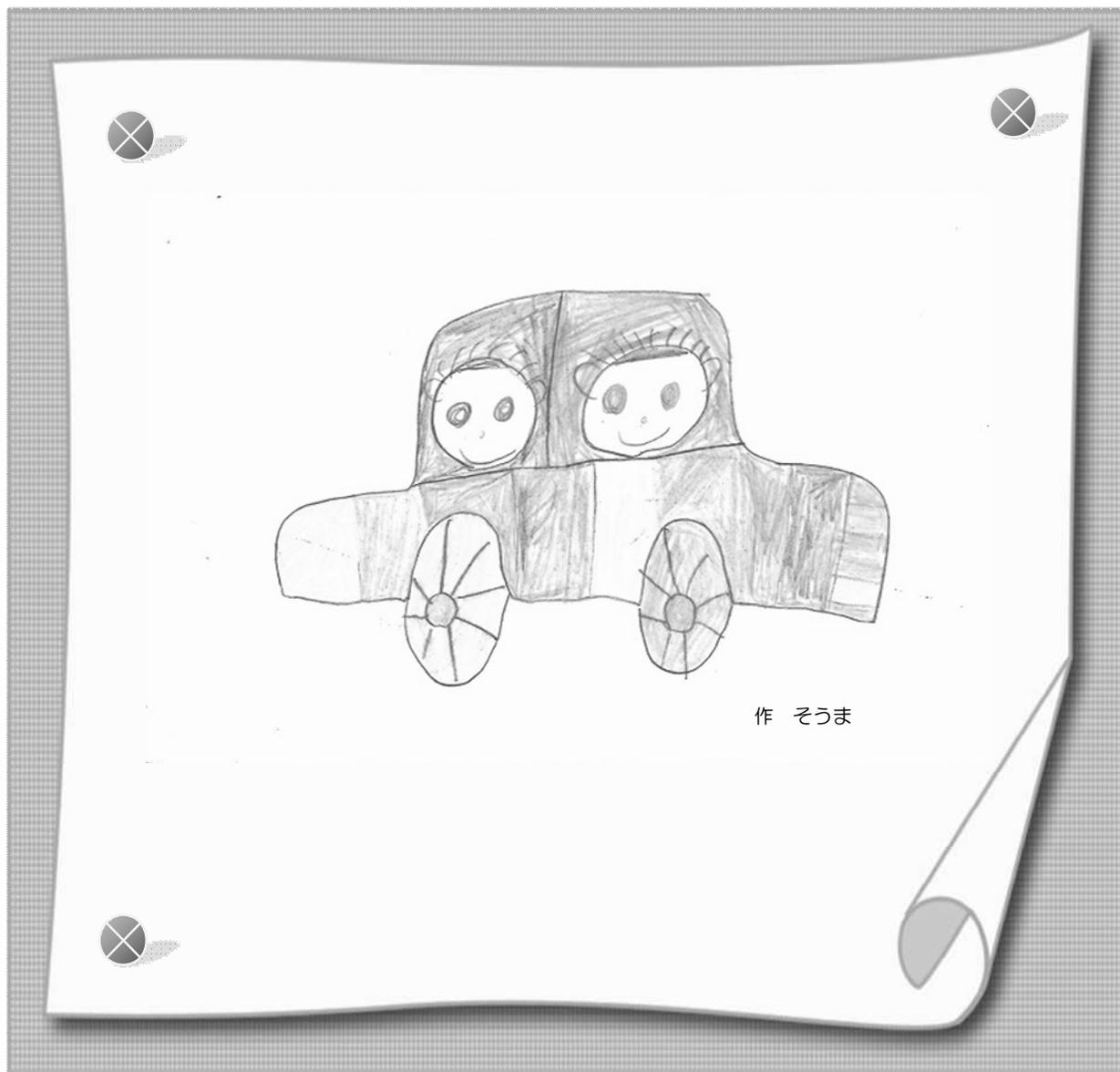
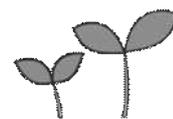
| 区分 | 事業内容   | 関係課        |
|----|--|------------|
|    | 市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。                   | 人事課<br>福祉課 |
|    | 選挙に関する情報等を、障がいのある人にも配慮した方法で提供します。<br>また、投票時においても、障がいのある人に配慮していきます。 | 行政課        |



作 なのは

# 第4章 長久手市第4期 障がい福祉計画

---



作 そうま

## 第4章 長久手市第4期障がい福祉計画

### 1 基本的方向性

障がい福祉計画は、障がい者基本計画を上位の計画として、障がい者基本計画のうち障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定めるものとして策定します。本計画では、国の基本指針に示されている方向性のうち以下のものを基本的方向性とします。

#### ① グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

市内で社会資源が不足しているグループホームについて、設置事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホームの設置を目指します。

また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めるとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、それらの機能の集約化した拠点の整備を行います。

#### ② 相談支援体制の充実・強化

本市の人口は増加傾向にあり、障害者手帳の所持者数も増加しています。今後も障害福祉サービスの利用者は増加すると考えられ、更なる体制を確保する必要があります。連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は相談支援等が提供されるよう、相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

#### ③ 障がいのある児童への療育支援体制の整備

障がいのある児童については、子ども・子育て支援法に基づき策定される子ども・子育て支援事業計画（平成26年度策定）との連携を図り、障がいのある児童への支援も含めた療育支援体制づくりへの積極的な取組を推進します。

#### ④ 障がい福祉計画の調査、分析及び評価

本計画の進行管理（PDCAサイクルの導入）については、第5章（計画の推進にあたって）で記載しています。



作 ゆいな

## 2 計画の数値目標

### (1) 長久手市の目標設定

長久手市第4期障がい福祉計画においては、国の基本指針（本計画91ページ、資料編参照）に準じて次の4点について、平成29年度末を目標とする数値目標を設定します。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 地域生活支援拠点等の整備
- ③ 就労支援事業利用から一般就労への移行
- ④ 就労移行支援事業の利用者の増加

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目                  | 国の指針による<br>数値目標           | 数値            |
|---------------------|---------------------------|---------------|
| 平成25年度末時点の施設入所者数（A） |                           | 12人           |
| 平成29年度末時点の施設入所者数（B） |                           | 11人           |
| 【目標値】削減見込数（A-B）     | 平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減  | 1人<br>(8.3%)  |
| 【目標値】地域移行者数         | 平成25年度末時点の施設入所者数から12%以上移行 | 2人<br>(16.7%) |

#### ② 地域生活支援拠点の整備

| 項目                 | 国の指針による<br>数値目標      | 数値     |
|--------------------|----------------------|--------|
| 【目標値】平成29年度末までの整備数 | 各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備 | 市内に1箇所 |

③ 就労移行支援事業利用者から一般就労への移行

| 項目                     | 国の指針による<br>数値目標 | 数 値         |
|------------------------|-----------------|-------------|
| 平成24年度の年間一般就労者数        |                 | 5人          |
| 【目標値】平成29年度の年間一般就労移行者数 | 平成24年度実績の2倍以上   | 10人<br>(2倍) |

④ 就労移行支援事業の利用者

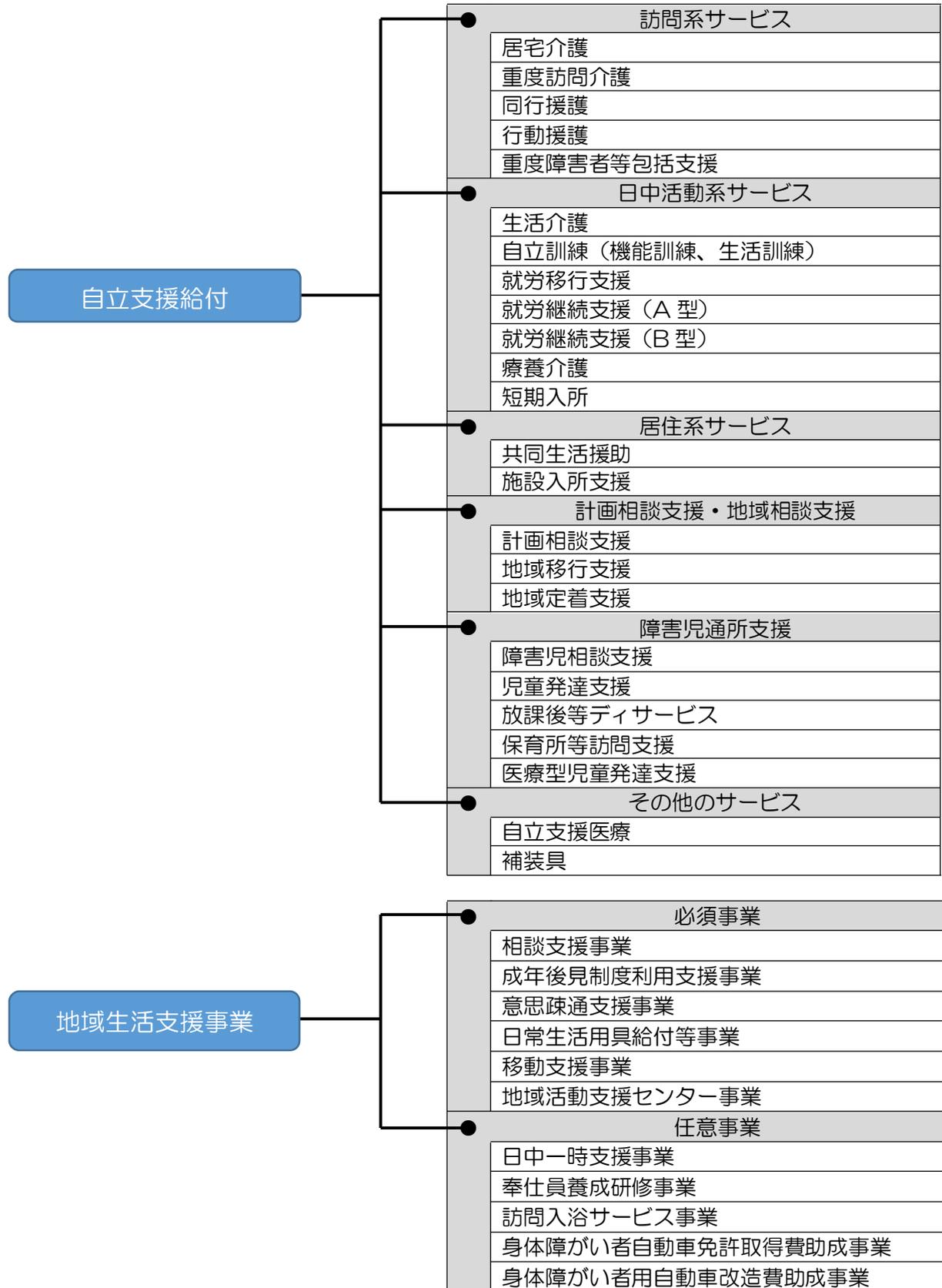
| 項目                               | 国の指針による<br>数値目標      | 数 値            |
|----------------------------------|----------------------|----------------|
| 平成25年度末時点の就労移行支援事業所利用者数          |                      | 10人            |
| 【目標値】平成29年度末時点の就労移行支援事業の利用者数     | 平成25年度末から6割以上増加      | 20人<br>(10割増加) |
| 【目標値】就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所率 | 就労移行率3割以上達成事業所率が5割以上 | 66.7%          |



作 ゆめ

### 3 障害福祉サービスの現状と見込み

#### (1) 障害福祉サービスの体系図



## (2) 自立支援給付の見込み

### 【訪問系サービス】

障害福祉サービスを必要としている人を、個別訪問調査（本計画『第3章の4 重点施策4 「個別訪問調査の実施」（47ページ）』）等により発見し、支援に結びつけていきます。

また、現在利用のない行動援護についても、事業所への働きかけを行うことにより、利用の開始を目指します。

#### ① 訪問系サービス内容と事業所数

| サービス                            | 内容  |            |           |
|---------------------------------|---|------------|-----------|
| 居宅介護                            | ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。  |            |           |
| 重度訪問介護                          | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。 |            |           |
| 同行援護                            | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。  |            |           |
| 行動援護                            | 知的障がい又は精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。     |            |           |
| 重度障害者等包括支援                      | 常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。                             |            |           |
| <b>市内の事業所数（平成26年度末→平成29年度末）</b> |   |            |           |
| 居宅介護                            | ： 6か所→7か所   | 行動援護       | ： 1か所→1か所 |
| 重度訪問介護                          | ： 6か所→7か所   | 重度障害者等包括支援 | ： 0か所→0か所 |
| 同行援護                            | ： 4か所→4か所   |            |           |

② 実績と見込量（1月当たり）

| サービス種別         | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|----------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 訪問系サービス<br>合計  | 人  | 45        | 53    | 52    | 57         | 68    | 70    |
|                | 時間 | 2,030     | 2,010 | 1,682 | 1,600      | 1,924 | 1,980 |
| 居宅介護           | 人  | 42        | 49    | 47    | 50         | 58    | 60    |
|                | 時間 | 1,355     | 1,353 | 1,324 | 1,400      | 1,624 | 1,680 |
| 重度訪問介護         | 人  | 1         | 1     | 2     | 2          | 3     | 3     |
|                | 時間 | 637       | 611   | 335   | 170        | 250   | 250   |
| 同行援護           | 人  | 2         | 3     | 3     | 5          | 6     | 6     |
|                | 時間 | 38        | 46    | 23    | 30         | 40    | 40    |
| 行動援護           | 人  | 0         | 0     | 0     | 0          | 1     | 1     |
|                | 時間 | 0         | 0     | 0     | 0          | 10    | 10    |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 人  | 0         | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
|                | 時間 | 0         | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出（以下同じ。）

\*各年度の利用者数については、事業所からの請求情報をもとに、月別の述べ利用者数÷月数により算出（以下同じ。）



作 ゆの

## 【日中活動系サービス】

必要なサービス量が提供できるために、市内の障がい福祉事業所等に働きかけを行い、サービス提供体制の確保を目指します。

近年、就労系サービス提供事業所は増加してきており、その中でも就労移行支援事業所の増加が顕著となっています。そうした社会資源を活用し、障がいのある人が少しでも多く一般企業等へ就職できるよう、事業所と連携を図ります。

また、短期入所については、グループホームの整備にあわせ、短期入所の居室を確保するよう事業所への働きかけを実施していきます。

### ① 日中活動系サービス内容と事業所数

| サービス       | 内容   |
|------------|--|
| 生活介護       | 障がい者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。                           |
| 自立訓練（機能訓練） | 主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。                                       |
| 自立訓練（生活訓練） | 主に知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。                  |
| 就労移行支援     | 企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。 |
| 就労継続支援（A型） | 企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。                |
| 就労継続支援（B型） | 年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。                             |
| 療養介護       | 病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。                  |

短期入所（福祉型、医療型）

介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

市内の事業所数（平成26年度末→平成29年度末）

|            |   |         |            |   |         |
|------------|---|---------|------------|---|---------|
| 生活介護       | ： | 3か所→4か所 | 就労継続支援（A型） | ： | 2か所→2か所 |
| 自立訓練（機能訓練） | ： | 0か所→0か所 | 就労継続支援（B型） | ： | 2か所→2か所 |
| 自立訓練（生活訓練） | ： | 0か所→1か所 | 療養介護       | ： | 0か所→0か所 |
| 就労移行支援     | ： | 3か所→3か所 | 短期入所       | ： | 1か所→2か所 |

② 実績と見込み（1月当たり）

| サービス種別      | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|-------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|             |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 日中活動系サービス合計 | 人  | 63        | 74    | 103   | 115        | 139   | 151   |
|             | 人日 | 989       | 1,106 | 1,642 | 1,672      | 1,995 | 2,149 |
| 生活介護        | 人  | 30        | 31    | 49    | 52         | 60    | 62    |
|             | 人日 | 530       | 562   | 923   | 925        | 1,050 | 1,080 |
| 自立訓練（機能訓練）  | 人  | 0         | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
|             | 人日 | 0         | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 自立訓練（生活訓練）  | 人  | 0         | 0     | 1     | 0          | 10    | 15    |
|             | 人日 | 0         | 0     | 12    | 0          | 120   | 180   |
| 就労移行支援      | 人  | 4         | 7     | 13    | 15         | 18    | 20    |
|             | 人日 | 67        | 88    | 192   | 210        | 252   | 280   |
| 就労継続支援（A型）  | 人  | 11        | 11    | 11    | 12         | 13    | 14    |
|             | 人日 | 174       | 191   | 191   | 204        | 221   | 238   |
| 就労継続支援（B型）  | 人  | 8         | 13    | 16    | 17         | 18    | 19    |
|             | 人日 | 137       | 204   | 266   | 272        | 288   | 304   |
| 療養介護        | 人  | 1         | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
|             | 人日 | 30        | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 短期入所        | 人  | 9         | 12    | 13    | —          | —     | —     |
|             | 人日 | 51        | 61    | 58    | —          | —     | —     |
| 短期入所（福祉型）   | 人  | —         | —     | —     | 16         | 17    | 18    |
|             | 人日 | —         | —     | —     | 55         | 58    | 61    |
| 短期入所（医療型）   | 人  | —         | —     | —     | 3          | 3     | 3     |
|             | 人日 | —         | —     | —     | 6          | 6     | 6     |

\*短期入所について、第4期障がい福祉計画より福祉型と医療型に分けられました。

## 【居住系サービス】

共同生活援助（グループホーム）が市内には1か所しかなく、また、アンケートやヒアリングにおいても、グループホームの整備を求める声は高まっています。グループホームの整備促進を目指し、設置事業所への支援を実施します。

また、グループホームの整備により、施設入所支援利用者の地域生活への移行を進め、支援体制の充実を図り、施設入所支援利用者の削減を進めます。

### ① 居住系サービス内容と事業所数

| サービス                            | 内容  |
|---------------------------------|---|
| 共同生活援助<br>（グループホーム）             | 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。                |
| 施設入所支援                          | 主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。 |
| <b>市内の事業所数（平成26年度末→平成29年度末）</b> |   |
| 共同生活援助                          | ： 1か所→2か所   |
| 施設入所支援                          | ： 0か所→0か所   |

### ② 実績と見込量（1月当たり）

| サービス種別              | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|---------------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                     |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 居住系サービス<br>合計       | 人  | 17        | 18    | 19    | 20         | 21    | 25    |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 人  | 0         | 0     | 6     | 7          | 8     | 13    |
| 共同生活介護<br>（ケアホーム）   | 人  | 5         | 6     |       |            |       |       |
| 施設入所支援              | 人  | 12        | 12    | 13    | 13         | 13    | 12    |

\*平成26年4月から、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

## 【計画相談支援・地域相談支援】

平成27年4月から全ての障害福祉サービス利用者について、サービス等利用計画の作成が必要となりました。そのため指定特定相談支援事業者の増加を目指し、相談支援体制の強化を図ります。

また、障害福祉サービスの制度の周知や、きめ細やかな支援体制が構築できるよう努めています。

それと、福祉施設等への入所者や長期入院中の精神障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう必要な支援体制の整備を図っていきます。

### ① 計画相談支援・地域相談支援の内容と事業所数

| サービス                            |           | 内容   |
|---------------------------------|-----------|--|
| 計画相談支援<br>(サービス等利用計画作成)         |           | 障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等)を行います。 |
| 地域相談支援                          | 地域移行支援    | 入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。   |
|                                 | 地域定着支援    | 居家でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。  |
| <b>市内の事業所数(平成26年度末→平成29年度末)</b> |           |  |
| 計画相談支援                          | : 3か所→5か所 | 地域定着支援 : 1か所→1か所   |
| 地域移行支援                          | : 1か所→1か所 |  |

### ② 実績と見込み(1月当たり)

| サービス種別               | 単位 | 第3期計画(実績) |       |       | 第4期計画(見込み) |       |       |
|----------------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                      |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 計画相談支援<br>(モニタリング含む) | 人  | 3         | 15    | 21    | 48         | 53    | 55    |
| 地域移行支援               | 人  | 0         | 0     | 0     | 1          | 1     | 1     |
| 地域定着支援               | 人  | 0         | 0     | 0     | 2          | 2     | 2     |

## 【障害児通所支援】

市内には、障がいのある児童に対する社会資源が乏しい状況です。事業所等への助言や支援を行うことにより、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業への新規参入の促進を図ります。

また、発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」の整備を目指し、まずは療育支援体制の構築を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。

### ① 障害児通所支援サービス内容と事業所数

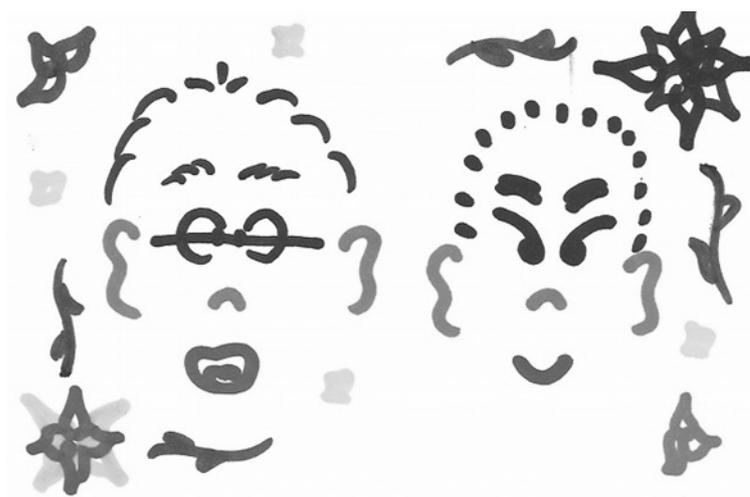
| サービス                            | 内容   |          |           |
|---------------------------------|--|----------|-----------|
| 障害児相談支援                         | 障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。 |          |           |
| 児童発達支援                          | 未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。  |          |           |
| 放課後等デイサービス                      | 就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。  |          |           |
| 保育所等訪問支援                        | 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。   |          |           |
| 医療型児童発達支援                       | 未就学の障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を行います。   |          |           |
| <b>市内の事業所数（平成26年度末→平成29年度末）</b> |  |          |           |
| 障害児相談支援                         | ： 3か所→5か所  | 児童発達支援   | ： 0か所→1か所 |
| 放課後等デイサービス                      | ： 1か所→2か所  | 保育所等訪問支援 | ： 0か所→0か所 |
| 医療型児童発達支援                       | ： 0か所→0か所  |          |           |

※ 保育所等訪問支援については、本計画『第3章の4 重点施策6「各保育園等への巡回相談」（48ページ）』で掲げている事業とは別のものです。

② 実績と見込量（1月当たり）

| サービス種別                | 単位 | 利用実績  |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|-----------------------|----|-------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                       |    | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 障害児相談支援<br>（モニタリング含む） | 人  | 0     | 5     | 9     | 15         | 16    | 16    |
| 児童発達支援                | 人  | 7     | 15    | 10    | 11         | 12    | 20    |
|                       | 回  | 92    | 101   | 66    | 77         | 84    | 140   |
| 放課後等<br>デイサービス        | 人  | 11    | 18    | 28    | 30         | 32    | 34    |
|                       | 回  | 79    | 147   | 260   | 285        | 304   | 323   |
| 保育所等訪問支援              | 人  | 0     | 0     | 2     | 2          | 2     | 3     |
|                       | 回  | 0     | 0     | 2     | 2          | 2     | 3     |
| 医療型児童発達支援             | 人  | 0     | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
|                       | 人日 | 0     | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |

※ 障害児通所支援は、第4期障がい福祉計画から新たに盛り込まれたものです。



作 ゆうげん

## 【その他のサービス】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

### ① その他のサービスの内容

| サービス   | 内 容  |
|--------|--|
| 自立支援医療 | 障がいのある人の障がいそのものの軽減又は機能維持を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を軽減する制度です。世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人には1月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策が講じられています。 |
| 更生医療   | 更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる人を対象とします。  |
| 育成医療   | 身体に障がいのある児童又はそのままでは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって治療効果が期待できる人を対象とします。  |
| 精神通院医療 | 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人を対象とします。  |
| 補装具    | 身体障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償する用具（補装具費（購入費、修理費））を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、身体の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。                                    |



作 まどか

### (3) 地域生活支援事業の見込み

#### 【相談支援事業】

平成25年4月に長久手市福祉の家内に、「障がい者相談支援センター」をオープンし、障がいのある人への相談支援体制を強化しました。

今後は、その人のライフステージにあった適切な支援が行え、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」を基幹型へ移行します。

基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を更に強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図っていきます。

#### ① 相談支援事業内容

| サービス              | 内容   |
|-------------------|--|
| 相談支援事業            | 障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。  |
| 障がい者自立支援協議会       | 市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。                         |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を、指定相談支援事業所への委託等により配置します。  |
| 住居入居等支援事業         | 賃貸借契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。 |



## 【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度については、尾張東部地区の5市1町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。

今後も尾張東部成年後見センターと連携しながら、さらなる制度の周知徹底を図り、障がい等により自己決定が難しく、家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。

### ① 成年後見制度利用支援事業内容

| サービス         | 内容   |
|--------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。 |

### ② 実績と見込量（1年当たり）

| サービス種別       | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|--------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|              |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人  | 0         | 0     | 0     | 3          | 3     | 5     |



作 裕茉

## 【意思疎通支援事業】

平成25年度から市役所に手話通訳者を毎週火曜日の午前及び木曜日の午後に設置し、聴覚障がいのある人との意思疎通について支援を行っています。

また、官公庁での手続きや学校等教育に関する場合に、手話通訳者を必要とする聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の支援を行っています。

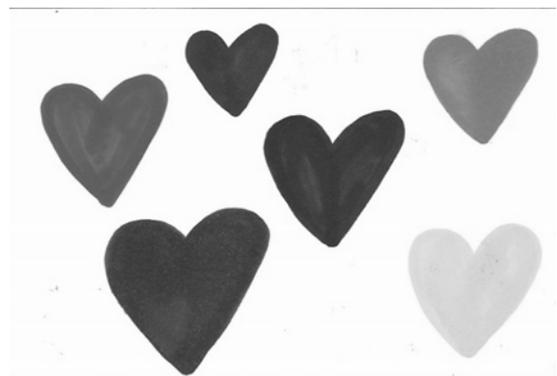
今後は、市役所での手話通訳者の設置について時間の拡大や設置窓口の増加など、聴覚障がいのある人が窓口に来られた際の支援について充実を図っていきます。

### ① 意思疎通支援事業内容

| サービス            | 内容  |
|-----------------|---|
| 意思疎通支援事業        | 聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。 |
| <b>具体的な事業内容</b> |   |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。   |
| 手話通訳者設置事業       | 聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。  |

### ② 実績と見込み（1年当たり）

| サービス種別          | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|-----------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                 |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件  | 8         | 19    | 6     | 10         | 15    | 20    |
| 手話通訳者設置事業       | 人  | 0         | 1     | 1     | 1          | 2     | 2     |



作 満

## 【日常生活用具給付等事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

### ① 日常生活用具給付等事業内容

| サービス              | 内容   |
|-------------------|--|
| 日常生活用具給付等事業       | 日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。 |
| 対象用具              |  |
| 介護・訓練支援用具         | 特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。                        |
| 自立生活支援用具          | 入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。                                 |
| 在宅療養等支援用具         | 電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。                                       |
| 情報・意思疎通支援用具       | 点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。                                     |
| 排泄管理支援用具          | ストマ装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。  |
| 居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。   |

② 実績と見込量（1年当たり）

| サービス種別                | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|-----------------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                       |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 介護・訓練支援用具             | 件  | 2         | 3     | 3     | 3          | 4     | 4     |
| 自立生活支援用具              | 件  | 6         | 3     | 6     | 5          | 6     | 6     |
| 在宅療養等支援用具             | 件  | 3         | 11    | 8     | 8          | 9     | 11    |
| 情報・意思疎通支援用具           | 件  | 8         | 4     | 3     | 5          | 7     | 9     |
| 排泄管理支援用具              | 人月 | 534       | 600   | 596   | 610        | 620   | 630   |
| 居住生活動作補助用具<br>（住宅改修費） | 件  | 2         | 0     | 1     | 1          | 1     | 2     |



作じゆり

## 【移動支援事業】

障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っていますが、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとて高くなっています。

しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。

必要とする人に支援が行き届き、サービス提供事業所の人材不足の解消のため、移動支援の支援員の市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。

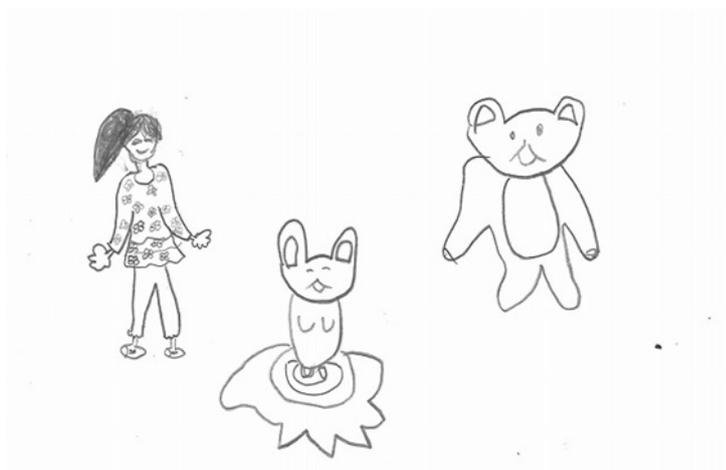
また、どのような時に支援が必要なのか、どのくらいの時間が必要となるのかを調査し、今後の移動支援事業の内容についても、見直しを実施します。

### ① 移動支援事業内容

| サービス   | 内容  |
|--------|---|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。 |

### ② 実績と見込量（1年当たり）

| サービス種別 | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|--------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|        |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 移動支援事業 | 人  | 24        | 31    | 37    | 40         | 42    | 54    |
|        | 時間 | 1,272     | 1,753 | 2,142 | 2,320      | 2,436 | 3,550 |



作 有咲

## 【地域活動支援センター事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

### ① 地域活動支援センター事業内容

| サービス         | 内容  |
|--------------|---|
| 地域活動支援センター事業 | <p>地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。</p> <p>また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。</p> |

### ② 実績と見込量（1年当たり）

| サービス種別       | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|--------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|              |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 人  | 32        | 33    | 33    | 33         | 34    | 35    |
|              | 人日 | 1,355     | 1,169 | 980   | 1,000      | 1,030 | 1,060 |



作 なのは

## 【その他の事業（任意事業）】

今後もサービスの充実を図っていくとともに、サービス提供量の確保と質の向上に努めます。  
また、障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援などの取組を検討します。  
それと、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を、近隣市町と連携しながら実施していきます。

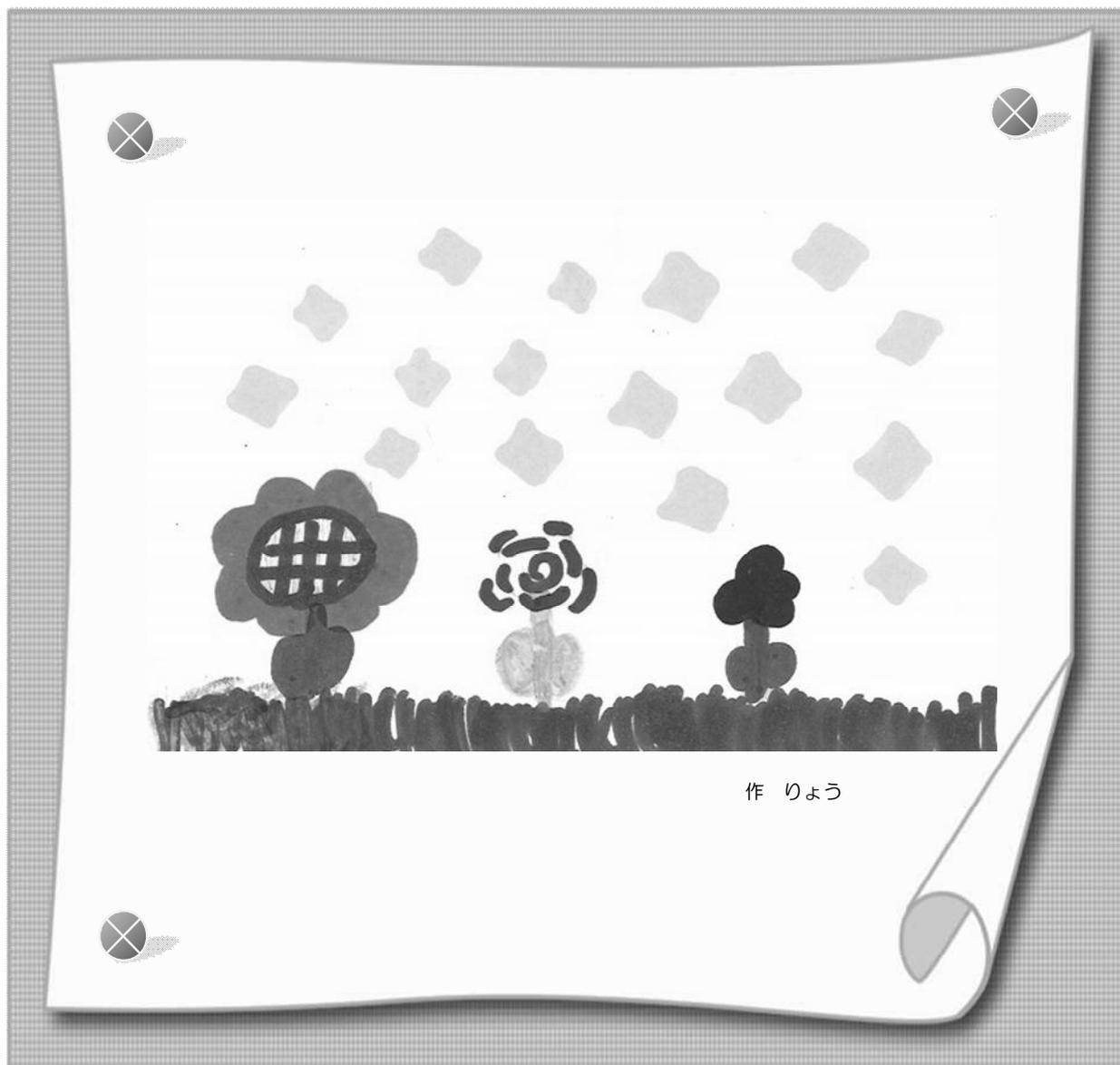
### ① その他の事業（任意事業）内容

| サービス               | 内容   |
|--------------------|--|
| 日中一時支援事業           | 日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。  |
| 奉仕員養成研修事業          | 聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。 |
| 訪問入浴サービス事業         | 地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。       |
| 身体障がい者自動車免許取得費助成事業 | 就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。                          |
| 身体障がい者自動車改造費助成事業   | 就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。                                      |

### ② 実績と見込量（1年当たり）

| サービス種別             | 単位 | 第3期計画（実績） |       |       | 第4期計画（見込み） |       |       |
|--------------------|----|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                    |    | H24年度     | H25年度 | H26年度 | H27年度      | H28年度 | H29年度 |
| 日中一時支援事業           | 人  | 58        | 90    | 79    | 85         | 87    | 90    |
|                    | 人日 | 3,880     | 5,003 | 4,856 | 5,185      | 5,307 | 5,490 |
| 奉仕員養成研修事業          | 人  | 14        | 14    | 10    | 14         | 15    | 16    |
| 訪問入浴サービス事業         | 人  | 2         | 2     | 3     | 3          | 3     | 4     |
| 身体障がい者自動車免許取得費助成事業 | 人  | 0         | 0     | 0     | 1          | 1     | 2     |
| 身体障がい者自動車改造費助成事業   | 人  | 1         | 0     | 1     | 1          | 1     | 2     |

# 第5章 計画の推進にあたって



作 り よ う

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・市の各主体が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

#### (1) 「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取り組みを推進することが重要なことから「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第2条（所掌事務）には下記事項が明記されています。

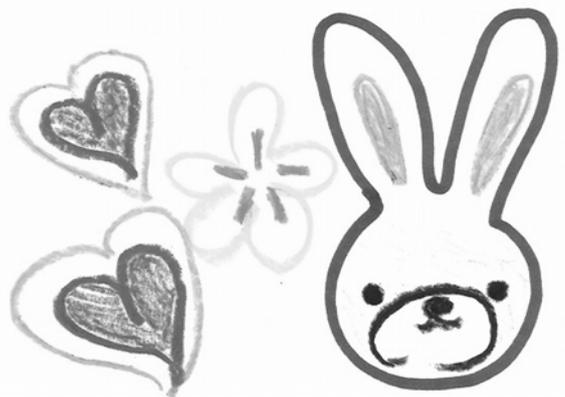
- ア 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- エ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- オ その他必要と認められる事項

#### (2) 国・県・他市町との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

#### (3) 庁内の推進体制

本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取り組みを推進します。



作 まゆ

## 2 進行管理と管理手法

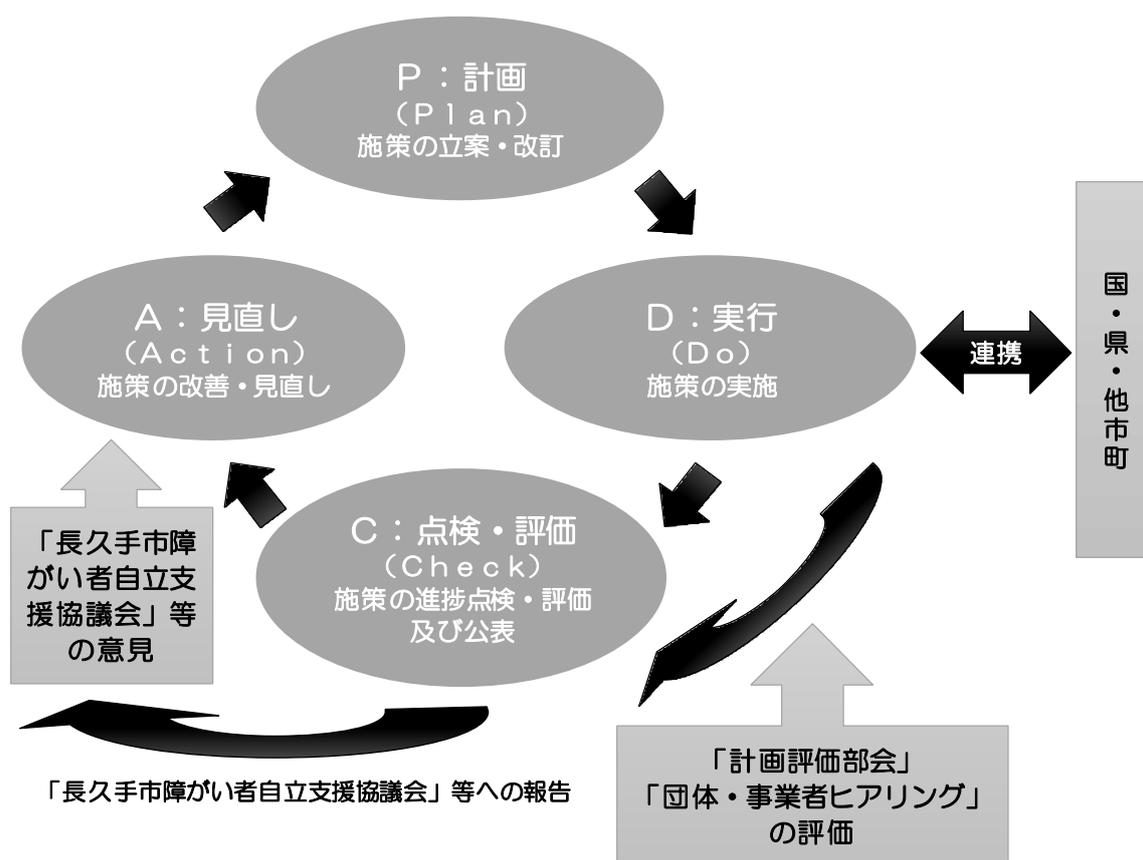
本計画に基づく取組については、管理サイクル（PDCAサイクル）の手法で評価・報告を行います。

障がい福祉施策の取組状況は、定期的に調査、分析及び評価を長久手市障がい者自立支援協議会内に新たに「計画評価部会」を設置し、毎年度計画の進捗状況について評価します。あわせて、「団体・事業者ヒアリング」を実施し、計画を推進する上での課題等を明らかにします。

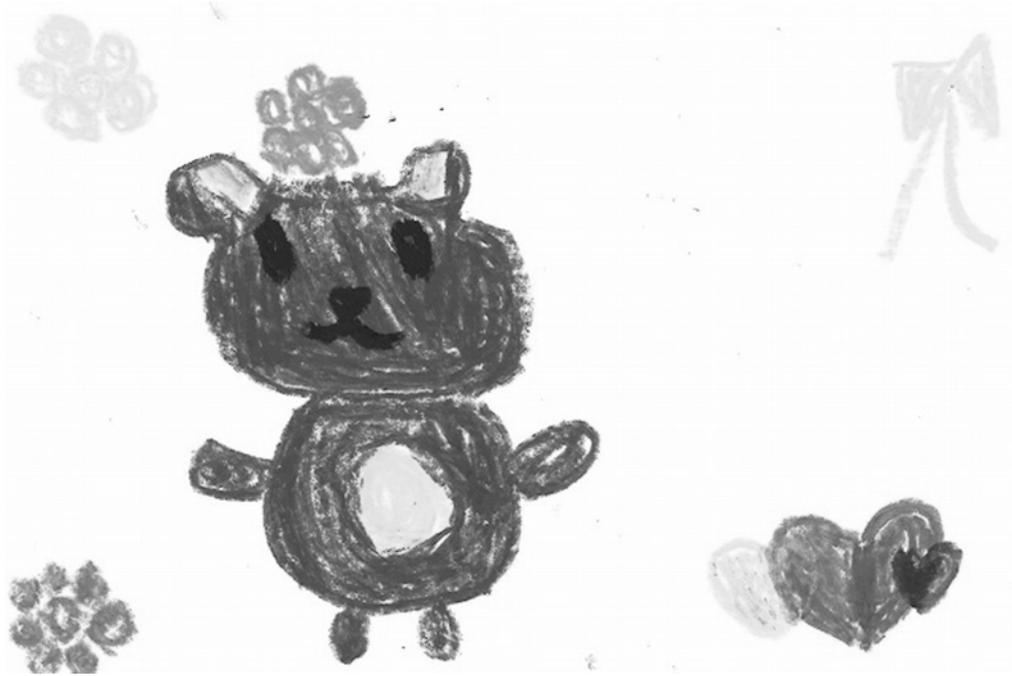
この結果を障がい者自立支援協議会に報告し、意見を求めます。

その協議会からの意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

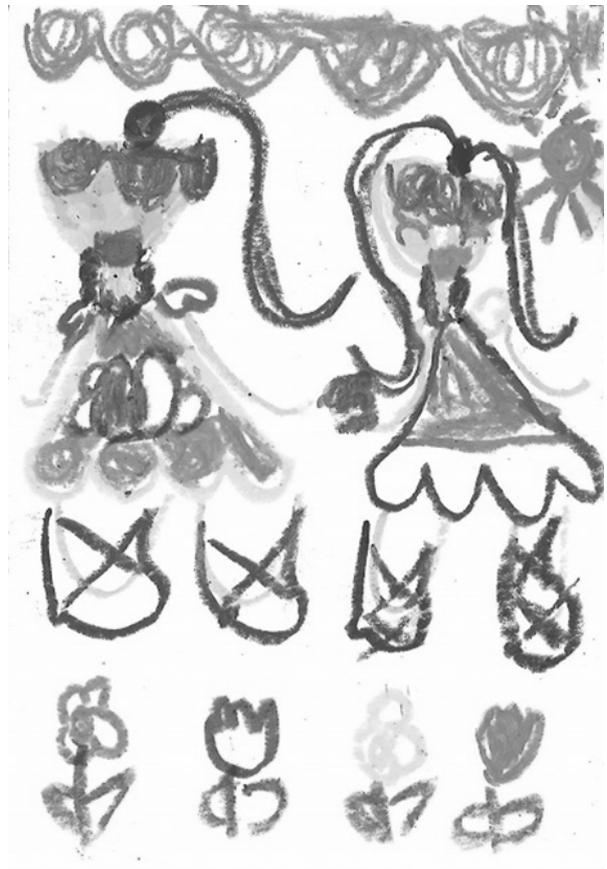
施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。



なお、3年後の第5期障がい福祉計画の策定に合わせ、第3次障がい者基本計画の中間見直しを行うものとします。



作 ユノ



作 みお